開発行為変更許可通知書

第　8　号

住　　所　高松市太田下町2357番地1
氏名又は名称　株式会社　ウィズライフホーム
及び代表者名　代表取締役　喜久山　知哉

令和4年5月6日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第35条の2第1項の規定により許可する。

令和4年5月13日

丸亀市長　　松永　恭一

許可の内容（不許可の場合は申請の内容）

開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市垂水町字馬場1285番1、1286番1、1287番4、1288番1及び同地先農道・水路
開発区域の面積	3976.26㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅（15区画）
変更内容	擁壁の構造変更

許可の条件（不許可の理由）

・工事完了届書提出時に、工事施工状況報告書（工事写真等）を添付すること。

（付記）

1　この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。

2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に都市計画法第50条第１項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。

3　この処分については、上記２の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

4　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

5　また、都市計画法第51条第１項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできない。

開発行為許可通知書

第　４８　号

住　　所　高松市太田下町2357番地1
氏名又は名称　株式会社　ウィズライフホーム
及び代表者名　代表取締役　喜久山　知哉

令和３年１２月１７日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により許可する。

令和３年１２月２７日

丸亀市長　　松　永　恭　士

許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	丸亀市垂水町字馬場1285番1、1286番1、1287番4、1288番1及び同地先農道・水路
開発区域の面積	3976.26㎡
予定建築物等の用途	分譲住宅（15区画）

許可の条件
・裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
・工事完了届出書提出時に、工事施工状況報告書(工事写真等)を添付すること。

(付記)

1　この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。

2　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に都市計画法第50条第１項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。

3　この処分については、上記２の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

4　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

5　また、都市計画法第51条第１項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできない。